

令和7年度

第4回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和7年7月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和7年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (9名)

1番委員：加藤 浩明

2番委員：中村 康之

3番委員：渡邊 さなえ

5番委員：井口 峰幸

6番委員：渡辺 忠洋

7番委員：江澤 正久

9番委員：矢代 とみ江

<欠席委員> (1名)

10番委員：斎藤 一生

<出席職員>

【事務局長】小高 一哉 【事務局】高橋 憲司 寺井 絵里

開 会（午後 3 時 0 0 分）

事務局 長
（ 小 高 ）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 7 年度第 4 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。

なお、斎藤委員においては、体調不良により欠席との連絡をいただいておりますので、報告します。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。

よろしくをお願いします。

議 長
（渡辺会長）

（渡辺会長あいさつ）

それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

6 番の江澤委員と 7 番の小高委員をお願いします。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局
（ 寺 井 ）

事務局から説明をお願いします。

1 頁をお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 3-10。所在：小田代地先 6 筆。地目：田、3 筆、畑 3 筆。地積：3,111m²。譲渡人：君津市の方。譲受人：東京都町田市の方。譲渡人事由：本件土地を相続したが耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人事由：譲渡人所有の土地を購入し、家庭菜園、果樹の栽培を計画している。権利内容：所有権移転（有償）

議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明は以上です。
中 村 委 員 (2 番)	議案第1号、番号3-10については、中村委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
議 長 (渡辺会長)	議案第1号、番号3-10について、現地調査を行ってきましたので報告します。
井 口 委 員 (5 番)	申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。移住してくるとのことでした。
中 村 委 員 (2 番)	申請地は、よく維持管理されており、きれいな状態である。問題ないと思われる。
議 長 (渡辺会長)	ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	議請人のかたは高齢だが維持管理等今まで通り行えるのか？
議 長 (渡辺会長)	一家で移住してくるので問題ないと思われる。
議 長 (渡辺会長)	他にご質問のある方は発言をお願いいたします。質問が無いようなので、番号3-10について許可とすることとしてご異議ございませんか。
議 長 (渡辺会長)	————— 「異議なし」の声あり —————
事 務 局 (寺 井)	異議なしと認め、番号3-10につきましては許可とすることで決定いたします。
事 務 局 (寺 井)	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	2頁をお開きください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。
事 務 局 (寺 井)	番号4-2。所在：田丁地先2筆。地目：田。地積：1,559㎡の内495㎡。事由：申請地は、水はけが悪く農地として利用するのが困難なため、高さ0.6m程度盛土造成（天地返し）を行い、畑としてサトウキビの作付けを行いたい。
事 務 局 (寺 井)	事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

議案第2号、番号4-2については、小高委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

小高委員
(8番)

議案第2号、番号4-2について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現場は水はけが悪いため、盛土をして天地返しをし、サトウキビを作付けしたいとのことでした。

盛土する土については、町環境生活課で検査済の土を使用することでした。

問題ないと思われる。

ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号4-2について許可相当と認めることとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号4-2につきましては許可相当と認めることで決定いたします。

続きまして、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局
(寺井)

3頁をお開きください。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求めます。

番号7-4。所在：笛倉地先1筆。地目：田。地積：47㎡。判定地目：宅地。所有者：笛倉在住の方。事由：昭和48年に分筆がされ、以降何度か分筆がされ現在の地積となった。平成11年度から平成19年度に中山間整備事業が行われた際に別の筆に合筆されたと思っていたが、地目が田のまま残っていたため、現況に合わせて地目変更したい。

事務局からの説明は以上です。

<p>渡邊委員 (3番)</p>	<p>議案第3号、番号7-4については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>番号7-4について現地調査を行ってきたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 今回相続について、調べていたところ申請地が農地として残ってしまっていたことに気づいた。 問題ないと思われる。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>問が無いようなので、番号7-4について非農地と認めることとしてご異議ございませんか。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p> <p>異議なしと認め、番号7-4につきましては非農地と認めることで決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画」についてを議題とします。事務局説明をお願いします。</p> <p>4頁をお開きください。 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について次のとおり、促進計画案について審議を求める。 番号7-13 所在：小土呂地先2筆。地目：田。地積2,981㎡。利用権：賃貸借権。貸付人：さいたま市在住の方。借受人：小土呂在住の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。貸付期間：令和7年9月7日から令和12年9月6日まで。基盤強化法からの切替。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>問が無いようなので、議案第4号は原案どおり決定することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>

事務局
(寺井)

異議なしと認め、議案第4号については、原案どおり決定しました。

議案は以上です。

それでは報告事項について、事務局よりお願いいたします。

5頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出」について次のとおり受理したことを報告する。

番号7-14 所在：久我原地先。地目：田、4筆 畑、1筆
地積：2,675㎡。所有者：大戸の方。届出者：千葉市在住の方。
権利：相続。

その他、同様の届出が、7-14から7-19まで提出されています。

続きまして、9頁をお開きください。

報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号知事3 所在：面白地先。地目：田、2筆。地積：822㎡。
変更地目：雑種地。登記原因日付：年月日不詳地目変更。調査・報告地目：照会地面白236-1、同字237-1の現況は、資材置場及び作業用地となっていた。地元の元農業委員の話によると、本照会地は平成10年頃に千葉県によって埋立が行われ、その後資材置き場やその作業用地として使用されていたとのことである。この証言から現況が変化して20年以上が経過していると思われるため、農地としての復元は困難であると判断し、非農地として回答する。

土地所有者：小田代在住の方。

続きまして、10頁をお開きください。

番号農委3 所在：庄司地先。地目：田、1筆。地積：1,609㎡。
変更登記地目：山林。登記原因日付：昭和60年月日不詳地目変更。
調査・報告地目：照会地は、毎年実施している農業委員会の遊休農地調査において、再生利用が困難な農地として区分されているため、非農地として回答した。

土地所有者：原内在住の方。

報告事項は、以上です。

議長
(渡辺会長)

報告事項でございますので、ご理解いただきたいと思います。

続いて議事日程6その他に入ります。

事務局何かございますか？

ありません。

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉会（午後3時40分）</p>
----------------------	--

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月5日

議長

渡辺 忠洋

署名委員

江澤 正久

署名委員

小高 一哲

